

早稲田大学大学院社会科学研究所

# 博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士(学術)
申請者氏名	杉山 剛
専攻・研究指導	地球社会論専攻 日本研究・日本歴史論研究指導
論文題目	奥宮慥斎の研究 —明治時代を中心にして— Research of Okunomiya Zosai —mainly in Meiji Era—

審査委員会設置期間 自 2012年 10月 18日  
至 2013年 1月 17日

受理年月日 2012年 10月 18日

審査終了年月日 2013年 1月 17日

審査結果 合格

審査委員

	所 属	資 格	氏 名
主任審査員	社会科学総合学術院	教 授	島 善高
審 査 員	社会科学総合学術院	教 授	笹原 宏之
審 査 員	文学学術院	教 授	真辺 将之

## 博士（学術）学位申請論文審査要旨

### 杉山剛『奥宮慥齋の研究—明治時代を中心に—』

#### 一、本論文の主題

本論文は、幕末明治期の学者、官僚である奥宮慥齋（1811～1877）の事蹟を丹念にフォローし、明治史上に於ける慥齋の役割を究明したものである。従来、慥齋については、「明治初年東京にでた土佐藩士の一人であるが、官途についたというほかはその詳しい動向はさだかでない。そのような奥宮がどうして板垣等の愛国公党の結成に参加したのか、またどういう役割をしたかは『自由党史』などにはもちろんでてこない」（大久保利謙）と記される程度で、慥齋に関する個別的な研究や日記の翻刻などはあっても、慥齋の全体像を捉える本格的な研究は皆無であった。

杉山氏は、本論文を第1部「奥宮慥齋と高知藩」、第2部「奥宮慥齋と教部省」、第3部「奥宮慥齋と禅」の3部に大別し、第1部では、高知における大教宣布、「人民平均の理」論告と靈魂自由論、高知県における学校改革、第2部では、教部省における神道改革、明治6年における長崎布教と信教の自由、第3部では、慥齋の弟子と自由民権運動への影響、奥宮慥齋と禅について論じている。

明治時代に高知県を中心にして自由民権運動が沸き起こったことは周知のことであって、高知駅前には、「自由は土佐の山間から」との看板も建てられている。しかし、なぜ自由民権の運動が土佐の山間から起ってきたのかについては、これまで殆ど研究されてこなかった。しかし、杉山氏の丹念な調査により、明治初年、奥宮慥齋が土佐の山間を歩き回って、靈魂自由論を説いて回ったことがその理由の大なるものであることが明らかになった。

また現在、全国の神社で6月と12月に行なわれている大祓は、明治政府初期、教部省内で検討されて再興されたものであるが、その禊再興に、慥齋が大きく関与していたことを明らかにしたことは、杉山氏の功績である。

さらに杉山氏は、慥齋が禅の修行を行ない、その経験から「自由」を捉えていたこと、つまり単なる肉体の奴隷としての「自由」ではなく、後天的な欲望を殺した上での「本当の自由」を唱えていたことも丹念に追及した。そしてこの慥齋の考えが、門弟である中江兆民や植木枝盛によってさらに発展され、自由民権運動の指導的理念になっていったことを論じている。

他方慥齋は、円覚寺の今北洪川を盟主とする居士禅の会「両忘会」を結成したが、この会を契機として、数多くの居士が参禅し、関東に居士禅が広まる経緯の一旦も究明した。これもまた本研究の特長である。

#### 二、本論文の構成

本論文の構成は以下の通り、序章と終章を併せて全九章から成っている。

##### 序章

第一節 先行研究について

第二節 研究の意義および史料

第一項 研究の意義および論文の構成

第二項 史料について

### 第三節 奥宮慥斎の履歴と家族

#### 第一項 慥斎の履歴

#### 第二項 慥斎の家族

## 第一部 奥宮慥斎と高知藩

### 第一章 高知藩における奥宮慥斎

#### はじめに

#### 第一節 高知における大教宣布

##### 第一項 大教宣布と宣教使

##### 第二項 明治三年の巡回

#### 第二節 明治四年の巡回

##### 第一項 巡回の概要

##### 第二項 「諭俗大意」

##### 第三項 「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」

##### 第四項 「皇朝身滌規則」

##### 第五項 「立教の儀」

#### 第三節 一旦の廃止と実現

##### 第一項 「奥宮正由再拝謹草」

##### 第二項 藩庁の布告

##### 第三項 「請假選經典議」

#### 第四節 明治三年の東京滞在

#### おわりに

#### 第一章の史料

##### ① 「皇朝身滌規則」

##### ② 皇朝身滌規則の祭式

##### ③ 「立教の議」

##### ④ 「奥宮正由再拝謹草」

##### ⑤ 「請假選經典議」

### 第二章 「人民平均の理」論告と「靈魂」自由論

#### はじめに

#### 第一節 「人民平均の理」論告

##### 第一項 慥斎の行動と板垣退助

##### 第二項 「人民平均ノ議」草稿

##### 第三項 「人民平均の理」論告の草稿を書いた人物は誰か

#### 第二節 慥斎の靈魂自由論

##### 第一項 「人民平均の理」論告の内容

##### 第二項 「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」の理念について

###### (1) 慥斎の「靈魂」について

###### (2) 「靈魂」とは何か - 石田梅岩の「莫妄想」との比較

###### (3) 「靈魂」と「自由」の関係

###### (4) 慥斎の「権利」とは何か

###### (5) 「靈妙の天性」について

- 第三項 「皇朝身滌規則」の理念と「悔過自新」
- 第三節 慥斎の「人間交際論」
  - 第一項 慥斎の人間認識
  - 第二項 慥斎の「自主自由」再考
  - 第三項 慥斎における神道、儒教、仏教、キリスト教
- おわりに

### 第三章 明治四年における高知県の学校改革

——奥宮慥斎と小林雄七郎の議論をめぐって——

- はじめに
- 第一節 小林雄七郎について
- 第二節 初期明治政府の学校政策
- 第三節 高知藩の学校改革
- 第四節 「縣学議案」
- おわりに

## 第二部 奥宮慥斎と教部省

### 第四章 教部省における神道改革

- はじめに
- 第一節 慥斎の教部省入省および転課
- 第二節 大祓について
  - 第一項 「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」について
  - 第二項 慥斎と福羽美静
  - 第三項 式部寮との関係と慥斎の意図
  - 第四項 大祓を普及させる意図
- 第三節 慥斎の神道的基盤と神道改革
  - 第一項 吉見幸和に至った経緯と三条実美
  - 第二項 慥斎の神道改革案
  - 第三項 建言の不採用
- おわりに

#### 第四章の史料

- ①延喜式の大祓詞
- ②大祓詞私抄
- ③「請革正神道議」
- ④「教法論」

### 第五章 明治六年における長崎布教と信教の自由

- はじめに
- 第一節 明治政府のキリスト教政策と長崎
- 第二節 長崎における慥斎の活動
- 第三節 宗教政策への関わりと信教の自由
  - 第一項 「議按」
  - 第二項 信教の自由
  - 第三項 岩倉具視の考え

第四項 慥齋の理解  
おわりに

### 第三部 奥宮慥齋と禪

#### 第六章 慥齋の弟子と自由民権家への影響

はじめに

第一節 慥齋と佐藤一齋

第二節 慥齋の省悟

第三節 「聖学問要」の内容

第四節 弟子名簿

第五節 自由民権家との関係

第一項 板垣退助

(1) 慥齋と板垣との関係

(2) 板垣の自由民権運動の出発点

(3) 慥齋の板垣への影響

第二項 中江兆民

(1) 従来の説

(2) 兆民と禪の修行

(3) 兆民の「浩然ノ一氣」

第三項 島本仲道

第六節 弟子および親交のあった人々

第一項 親交のあった友人弟子一覧

第二項 明治以降の弟子一覧

おわりに

第六章の史料一 慥齋の弟子名簿

第六章の史料二 慥齋日記中の弟子一覧（明治元～九年）

#### 第七章 奥宮慥齋と禪

はじめに 230

第一節 修行と歴参

第一項 大休和尚

第二項 春日載陽

第三項 匡道慧潭

第二節 今北洪川との出会い

第一項 静坐説

第二項 慥齋の地方巡回と今北洪川

第三節 両忘会

第一項 設立の経緯

第二項 両忘会の参加者

第三項 「両忘社会約」

第四項 両忘会参加者の人々

第四節 在家仏教への影響

第一項 在家仏教運動の嚆矢

第二項 慥齋の心境と家族

第三項 居士禪の繁栄

おわりに

第七章の史料 「飲醜酬」

終章

第一節 今までのまとめ

第二節 結論

第一項 いくつかの発見について

第二項 慥齋の価値—西村茂樹との比較

第三節 これからの課題—江藤新平など

第四節 その他の課題

主要参考文献

年譜

### 三、本論文の概要

#### 第一部「奥宮慥齋と高知藩」

第一章「高知藩における奥宮慥齋」では、慥齋が高知藩の藩政改革に深く関わり、明治3年1月に諭俗司都教に任命されたこと、明治3年3月から4月にかけて高知西部地方の須崎、呉浦、窪川、伊与木、佐賀、上川口、安並、柚木、有岡、宿毛、弘見、栢島、犀角、当麻、中浜、窪津、霜栢、下田、中村、川登、川崎、津野川、江川、大野、下岡、戸波、出見、福島、高陵などを巡回し、王政復古とキリスト教防御を説いたことなどを解明した。

そして明治3年12月に「人民平均の理」諭告が発せられると、慥齋は明治4年3月から4月にかけて、高知県の東部地方をの赤岡、屋須、和食、安田、間下、田野浦、奈半利、吉良川、室津、安藝、岸本、西川、菰生野、大栃、臼木、楠目を巡回し、①「諭俗大意」②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」③「皇朝身滌規則」を説いて回った。このうちの②「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」は人間の自由平等を内容とするものであって、土佐の山間に自由思想が広まる一因となったものである。

これと同時に、神官に向けて③「皇朝禊規則」を指導したが、これは慥齋自らが執筆した大祓（六月祓）の規則であった。六月祓は、高知藩において実現された。

慥齋は明治3年に東京に出て神祇官に奉職し、福羽美静、フルベッキらと交わり、この禊規則を全国に実施しようと考えていた。「皇朝禊規則」は福羽の承認を得、またフルベッキの賛同を得たものでって、「皇朝禊規則」にはフルベッキの跋文もある。

第二章『「人民平均の理」諭告と『靈魂』自由論』では、明治3年12月に高知藩で布告された「人民平均の理」諭告が、実は慥齋の手になるものであること、「人民平均の理」諭告には、慥齋の思想が色濃く反映されていることを実証した。「人民平均の理」諭告では、人間には本性として「靈妙ノ天性」が備わっていることが強調され、人間が士農工商の隔てもなく平等であることの理由はこの「靈妙の天性」を備え、「知識技能」を持っているからだとされているが、この「靈妙の天性」は、後述の「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」に見える「天性本心」「靈魂」と同内容の言葉である。

慥齋は「人民平均の理」諭告が発せられた約2か月半後の明治4年3月、「諭俗 人間靈魂自由権利譯述」を執筆した。慥齋の言う「靈魂」とは、「視ント思へハ直ニ目カ視、聴ント思へハ直ニ耳ガ聴」くような、「コレヲ統へ司ルモノ」であり、仏教でいう「仏性」と同

義であった。「見たり」「聞いたり」「話したり」「行動したり」といった日常生活そのものが、「靈魂」の「妙用」であり、その妙用が「自由」であった。故に慥齋は、西洋語の「リベルチ」の訳である「自由」を、「仏性の自由」、「解脱の自由」と解釈し、「靈魂自由」と表現した。

また慥齋は「権利」について、「権ト云ハ其人々当然ニ所持スル管ノ利ナリ」と言い、正しいことをどこまでも主張できる「独立不羈」で「束縛」のない「自由自在」である管の道理と捉え、「コレヲ惣シテ人間ノ自主自由ノ権ト云テ、是天帝ヨリ御許ヲ受ケ来リ、天下晴レテノ権利ナリ」と述べ、天帝から授かったものとしている。

福沢諭吉が「リベルチ」(liberty)を「自由」と訳した時、政治的圧制からの解放という意味合いが強く、「靈魂」の意はなかったが、慥齋においては、神・儒・仏さらにはキリスト教にも通ずる靈魂自由の意を込めて「自由」の語を使用していた。慥齋が「人民平均の理」論告を書いた明治3年12月の時点では、中村正直訳の『自由ノ理』はまだ出版されていなかった。

ところで慥齋は、「靈魂」に「アニマ」のルビを付し、「皇国ノ古語ニ奇魂ト云、支那ニテ天命ノ性ト云、西洋ニテアニマト云、皆同一物、別ニ非ス」と述べている。これは慥齋がキリスト教宣教師のフルベッキと絶えず往来し、意見を交わしていたからであって、慥齋が「靈魂」というとき、そこでは神道、仏教、儒教そしてキリスト教に相通じる絶対的な存在が前提にされていた。

第三章「明治四年における高知県の学校改革——奥宮慥齋と小林雄七郎の議論をめぐって——」では、慥齋が高知県の学校改革に携わり、慶応義塾から派遣された洋学者小林雄七郎と議論を戦わせた状況を再現した。慥齋は、漢学皇学の欠点を見直して、新しく科目を設定し、基本的な倫理観、道德観を失わないようにしようと考えていたが、小林は、開国時代における世界一般の知識教養を基本に据えるべきであるという考えであった。明治4年10月に改正された致道館小学校の規則は慥齋の考え方を採用していたが、明治5年2月7日の大規模な規則改正では洋学が大幅に取り入れられ、慥齋の主張は退けられた。

## 第二部 奥宮慥齋と教部省

第四章「教部省における神道改革」では、教部省における慥齋の改革を考察している。慥齋は高知で実施した大祓を、教部省に奉職後、全国に及ぼそうと考えて奔走、結局成功して、明治5年6月に府県に達せられた。従来、明治5年の大祓復活の詳細は不明であったが、本論文によって慥齋が深く関わっていたことが判明した。

その後、大祓は明治8年4月13日、式部寮達として「神社祭式」の中に制定され、大正3年3月27日の内務省訓令第四号により、「官国幣社以下神社遥拝及大祓次第」として定着するようになった。

慥齋はまた、神道全体を時代に合うように改革しようと考えていた。「教法ハ衆ノ信從ニ任せ、政府ハ與カラズ」というのが慥齋の考えであって、いわば信教の自由の思想を持っていた。ところが、教部省の中には、神主仏徒を強く推し進めていた鹿児島閩の存在があり、彼らによって妨げられ、採用はされなかった。

第五章「明治六年における長崎布教と信教の自由」では、慥齋の長崎での大教宣布活動を紹介している。慥齋が長崎に赴いた頃、信教の自由、高札撤去という差し迫った問題が生じていた。慥齋は明治5年以来、信教の自由を前提とした考えを表明していたが、それは、神道を国教とすることを前提にした宗教的寛容であった。慥齋は、当初、切支丹禁令

の高札撤去には慎重であった。しかし、「日新真事誌」上で、岩倉具視の言葉「交際ノ今日」「帝国ノ大利」および「最良ノ（クリスタン）宗」を読み、次第に禁教の解除に賛意を表するようになって行った。

### 第三部 奥宮慥齋と禅

第六章「慥齋の弟子と自由民権家への影響」では、慥齋の思想形成には佐藤一斎が重要な役割を果たしていたこと、24歳の時に省悟の経験を持ったことなどを紹介し、慥齋の主著とも言うべき『聖学問要』について述べる。この書には、聖人の道に至る過程が「頭の頂きから足のつま先に至るまで通身是れ一大疑団となり」、「この疑団を打破し、軽快で自主自由の別世界となり」云々と具体的に書かれているところから明らかなように、慥齋が既に江戸時代に禅と似通った修行をしていたことが判明する。

慥齋はこの経験を「見性」と言っており、こうして獲得した真理は、禅でも儒学でも根底が同一であることを示している。慥齋はこのような経験の上で弟子に接していた。安政4年の弟子名簿には、嶋本審次郎、石川潤次郎、小畑孫次郎、吉井茂一（之光）、秋澤清吉（貞之）、北代忠吉（正臣）、小笠原謙吉、吉松速之助、島村源六等々の名が見え、土佐勤王党や戊辰戦争に参加したものが多いことが分かる。慥齋の学問、そして教育が実践的なものであったことがわかる。

明治時代になると、慥齋の周りには自由民権運動で活躍する人物が輩出する。板垣退助とは、明治3年から4年にかけての藩政改革で共に行動し、明治5年に慥齋が教部省に奉職してからも良好な関係が続いた。慥齋が愛国公党に加盟し、民撰議院設立建白書提出の集会に参加したのは、板垣との間にそのような関係があったからである。

自由民権運動の指導者となった板垣は、『自由党史』（板垣退助監修）や、立憲政体を論じた「我国憲政ノ由来」、また国家のあるべき姿を論じた『立国の大本』で、必ず慥齋が筆を執った「人民平均の理」論告の全文を引用している。「人民平均の理」論告は、まさに自由民権運動の原点であった。その論告に流れているものは「靈妙の天性」に基づく靈魂自由論であって、慥齋が板垣そして自由民権運動に与えた影響は甚大であったと言わなければならない。

板垣は、谷干城と一代華族について論争した際、「民撰議院設立建白書」や「愛国公党本誓」は、決してルソーやスペンサーなどの影響を受けていないと主張した。板垣の思想の根底にあったのは「人民平均の理」論告の基底にあった靈魂自由論であり、慥齋と同じものであったのである。

次に中江兆民は、自由民権運動の理論的指導者として名高い。従来の研究では、兆民が慥齋について陽明学を学んだことを否定する向きもあった。それに対して、本論文では、兆民が慥齋から陽明学を学び、禅の影響を受けたことを示した。兆民は、慥齋が結成した「両忘会」に参加して、今北洪川に参禅した。兆民が熱心に撰心会に参加していたことは、慥齋の家族宛書翰に書かれている。兆民は洪川に参禅した後、勝峰大徹について禅の修行をした。兆民の著書に禅語が多用されているのは、その故である。

島本伸道は、政府高官となった後、板垣退助らと自由民権運動に挺身した。若い頃、間崎滄浪や大井魚隠、安井息軒に師事し、更に土佐勤王党にも参画したが、その頃、慥齋にも師事していたことが判明した。島本は、大塩平八郎の考えに傾倒し、社会と戦い続け、その精神の底流には陽明学があったが、慥齋の影響も少なくなかったのではないかと考えられる。

その他、本論文には、慥齋と親交のあった友人・門弟の一覧を付して、慥齋の周りには常に多くの人物が存在したことを明らかにした。

第七章「奥宮慥齋と禅」では、慥齋の禅の修行の経過をたどる。慥齋は江戸で佐藤一齋に学び、高知に戻った後、大休和尚との交流によって省悟の経験を持つに至った。また大坂で医業を営んでいた在家禅者春日載陽とも20年間文通し、さらに載陽の紹介で神戸の禅僧匡道慧潭に教えを乞うた。その後、相国寺の禅僧荻野独園とも交流するというように、江戸時代に既に禅に関心を抱いていた。

しかし、慥齋が本格的に禅と取り組むようになったのは、今北洪川と出会って以降である。明治7年、慥齋が教部省官員として西国地方8県を巡回して大教宣布を推進していた際、岩国の中教院において洪川と面会した。その時慥齋は、洪川から著書『禅海一瀾』を見せられ、その内容を高く評価して出版を薦めた（後に岩波文庫にも収録）。

その後、洪川が上京し、慥齋は洪川と再会した。慥齋は、洪川を盟主として上野麟祥院に禅の結社両忘社（両忘会）を設立した。慥齋が執筆した「会約」は「明教新誌」209号に掲載され、広く一般にも参加を呼びかけた。この両忘会には、慥齋の弟暁峰、娘、婢、次女鶴の夫である田内逸雄、弟子の中江兆民など慥齋に近い人物のみならず、漢詩人小野湖山、大沼枕山、盲目の詩文家棚橋松村、幕府大目付から名古屋県大参事を勤め、横浜毎日新聞主筆を経て文部省に奉職した妻木栖碧、後に東福寺管長となった済門文幢なども加わった。更に後に在家仏教運動に関わる鳥尾小弥太（得庵）、大内青巒、山岡鉄舟らも参加した。

上野の麟祥院で行なわれていた両忘会は、明治10年9月、洪川が鎌倉の円覚寺に移ったため、在家者は円覚寺の居士林で修行するようになり、その後は円覚寺を拠点として居士禅が発展した。その中に夏目漱石や鈴木大拙がいたことはよく知られている。

#### 四、本論文に対する評価

本論文は、従来、殆ど知られていなかった奥宮慥齋の人物像を明らかにすることを目指したものであって、明治時代に関する限り、ほぼ所期の目的を達することが出来たものと思われる。慥齋関係の史料は現在、高知市市民図書館に所蔵されているので、杉山氏はたびたび高知市に調査に出かけ、また子孫とも会って、現在利用可能な史料は隈なく渉猟した。そして、上述したように、慥齋が、自由民権思想が高知に広まる切っ掛けを作ったことを実証した。これ本論文の最大の成果である。

しかも、慥齋の自由思想が西洋伝来の自由思想の受け売りではなく、伝統的な神道、仏教、儒教から構想されたものであることを究明したこと、慥齋の教えを受けた板垣退助、中江兆民、植木枝盛らもまた、基本的には慥齋と同様の自由思想を抱いていたことなどを明らかにしたことは、本論文の大きな成果である。このような視点は、従来の自由民権研究に全く欠如していた。これまた、学界を裨益すること間違いない。

さらに、明治時代以降、関東地方では居士禅が広まり、多くの知識人が参禅をするようになったけれども、その原点に慥齋が結成した両忘会があったこと、そしてその指導者が円覚寺の今北洪川であったことを詳細に分析したことも、本論文の価値ある所であって、明治精神史研究に大きく貢献するものである。

このように、本論文によって解明された事柄は、いずれも日本近代史、日本精神史の学界に寄与するものであって、高く評価しなければならない。

とは言え、以上のように慥齋像が描き出されて見ると、さらに幾つかの疑問点を湧き起

って来ざるを得ない。既に本論文でも「今後の課題」として指摘されてはいるが、第一に、そもそも明治初年の教部省は、江藤新平の建議によって創設されたものであり、江藤もまた民撰議院設立を牽引した一人であるから、その江藤と慥齋との関係、江藤の構想していた宗教政策と慥齋の構想との異同、これらの点はもっと掘り下げなければならない。

第二に、慥齋が靈魂自由論を構想する過程で、キリスト教宣教師フルベッキの示唆があったことは、本論文中でも叙述されているが、慥齋の日記を読むと、ロシア正教会のニコライの名もたびたび登場する。現在のところ、史料的な制約から、ニコライとの関係を明らかにすることが困難ではあるが、是非、何らかの方法で両者の関係を探っていただきたい。必ずや、明治初年の宗教史研究に寄与するはずである。

第三は、幕末動乱期の慥齋についてである。幕末の土佐と言え、一般には坂本竜馬の名が知られているけれども、竜馬が世間に知られるようになったのは、坂崎紫瀾が明治16年に小説『汗血千里の駒』を書いて以降である。その坂崎紫瀾は慥齋の弟子であり、竜馬の兄権平は、慥齋と親しい間柄であった。竜馬に海洋貿易の重要性を説いた画家河田小竜は慥齋の受業の弟子であり、海援隊の長岡謙吉、坂本直もまた、慥齋とは親しい関係があった。従って、慥齋と竜馬との間にも何らかの交渉はあった筈であるが、今後の解明を期待したい。

そして第四は、慥齋の思想のさらなる追求である。本論文中で、慥齋が神道、仏教、儒教に造詣が深かったことが述べられているが、しかしそのような人物は他にも多数存在していた。本論文では、西村茂樹のみを取り上げて、両者の思想の違いを比較検討しているが、あと数人の人物を取り上げて比較し、その中から慥齋の思想の独自性を浮かび上がらせるようにすれば、本論文の価値は愈々高くなったであろう。杉山氏の今後の更なる研鑽を期待する。

それはそれとして、本論文は、日本近代史、明治精神史、自由民権研究史に大きく寄与する研究であって、われわれ審査委員一同は、博士（学術）の称号を与えるに十分であると認め、茲に推薦する次第である。

2013年1月7日

審査委員

主査審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（法学）京都大学	島 善高
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（文学）早稲田大学	笹原宏之
審査員	早稲田大学文学学術院教授	博士（文学）早稲田大学	真辺将之